

自然エネルギー導入促進のため、送電網整備など積極的対策 を求める意見書

自然エネルギーは、地域分散型のシステムであり、その進展は、地方経済の活性化、特に中山間地域の維持・発展にとって極めて大きな役割が期待され、若者が住み続けられる地域づくりになくってはならないものである。

本県においても、官民協働で太陽光発電を行う「こうち型地域還流再エネ事業」や木質バイオマス発電に取り組んでいるところである。国が策定した新たな「エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーについて、有望かつ多様な国産エネルギー源であると位置づけ、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくとしている。また、世界的に見ても太陽光発電・風力発電技術市場は、いずれも今年30%以上の成長が予想され、最も成長が実現できる産業として、各国ともその促進に力を尽くしている。

ところが、先日、九州電力が、送電網の能力不足等を理由に、自然エネルギー買い取り契約の回答保留を発表したのに続き、各地の電力会社でも同様の動きが起り、四国電力も契約の回答を一時保留すると発表した。

これにより、現在、県内で進められている民間等の事業計画にも支障が生じ、順調に進んできた普及拡大の動きにブレーキがかかることが懸念されている。

また、従来より、豊富な賦存量を有する中山間地域の送電網の脆弱さが、導入の障害となってきたところである。

急速に導入が広がっているとはいえ、発電実績では、水力を除く自然エネルギーの比率は1%から2%になったに過ぎず、この程度の普及で買い取りが中断するような事態は、エネルギー基本計画に反するとともに、世界の流れから取り残され、地域社会の維持・発展にとっても重大な負の影響を与えかねない。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 自然エネルギーの導入を積極的に推進していくとの姿勢を堅持し、買い取り契約の中断・保留の事態を早急に解決し、事業の安定拡大の環境を整備すること。
- 2 送電網が脆弱な過疎地域等における送電網の強化など、導入のためのインフラ整備を積極的に推進すること。
- 3 送電される電力の安定化のために発電事業者が導入する蓄電設備等に対して、財政的支援を行うとともに、蓄電技術の開発と低コスト化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

内閣総理大臣 }
経済産業大臣 } 様